

平成 30 年 第 12 回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

平成 30 年第 12 回農業委員会総会会議録

召集年月日	平成 30 年 12 月 21 日 (金)					
召集の場所	志布志市松山支所 2 階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	平成 30 年 12 月 21 日 午前 9 時 30 分				
	閉会	平成 30 年 12 月 21 日 午前 11 時 20 分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	道山 幸治	○	11	萩迫 修作	○
	2	矢野 博	○	12	山迫 洋一	○
	3	井久保 久男	○	13	吉野 寅三	○
	4	山下 昭一	○	14	坂元 正人	○
	5	立山 富士雄	○	15	福岡 裕幸	○
	6	神宮司 順子	○	16	立迫 眞由美	○
	7	吉國 敏郎	○	17	長岡 耕二	○
	8	永屋 哲郎	○	18	坂中 則雄	○
	9	宮脇 勇	○	19	上野 克比古	○
	10	宮脇 茂樹	○	20	隈元 健二	○
会議録署名委員	席番 19 番	上野 克比古	席番 20 番	隈元 健二		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	福岡	次長兼農地係長	高迫		
	主幹兼係長	新村	主任主査	永野		
	主任主査	中尾	主任主査	圖師		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	谷宮 誠實		9	小園 義行	
2	樽野 利秋		10	坪山 博志	
3	白坂 正治	○	11	池袋 良子	
4	諏訪 光一		12	永田 勇人	○
5	池添 昭一		13	脇田 祐二	
6	熊野 廉太郎		14	橋口 美一	
7	原田 純一		15	中之内 瑞穂	
8	田尾 昭三		16	大原 雅隆	

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 98 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 99 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第 100 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 101 号 非農地証明願の承認について 議案第 102 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について 議案第 103 号 農用地利用集積計画決定について 議案第 104 号 農業経営基盤強化法に基づくあっせん委員の指名について</p>
-----------------------	--

議長	山下	<p>ただいまから、平成 30 年第 12 回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第 24 条の規定により、席番 19 番、上野委員と、席番 20 番、隈元委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第 3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、幹旋の経過につきまして、坂元委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	坂元	<p>〇〇さん分をあっせん中ではありますが、なかなか苦慮しております。継続して頑張っていきたいと思っております。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、宮脇勇委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	宮脇勇	<p>現在、活動しておりますが、金額の折り合いがつかず、引き続き活動してまいります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、山迫委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	山迫	<p>現在、〇〇さん分を幹旋中で、なかなか見つからない状況ですが引き続き活動をしてまいります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、福岡委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	福岡	<p>先月、依頼を受けました〇〇さんの分ですが、なかなか苦慮しております。引き続き活動してまいります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、坂中委員の報告をお願いいたします。</p> <p>2 件、一緒をお願いします。</p>
委員	坂中	<p>〇〇さんの分ですが、最初に認定農家にあたり 10a 60 万円で買うことで進めていたのですが、売主が 10a 80 万円でないと売らないということにな</p>

		<p>りまして断念されたところでございます。その他にもあたりましたが価格の折り合いがつかず成立しておりません。引き続き、斡旋活動を続けたいと思います。</p> <p>続きまして、斡旋成立の報告をさせていただきます。</p> <p>資料は、4ページの41番です。〇〇さんの有明町蓬原山後2291番1畑2,484㎡の土地ですが、譲受者は有明町蓬原〇〇番地〇〇〇〇さんです。</p> <p>〇〇さんは、認定農家で茶専業農家です。</p> <p>斡旋価格は総額で100万円でした。</p> <p>斡旋成立は平成30年11月22日、斡旋委員は上野委員と坂中でした。報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p>
委員	隈元	<p>次に、隈元委員の報告をお願いいたします。</p> <p>9月の総会で依頼を受けました〇〇さんの分ですが斡旋が成立いたしましたので報告いたします。</p> <p>資料は、4ページの42番です。松山町尾野見字大段2041番畑2,746㎡と2041番2畑1,221㎡の土地ですが、譲受者は有明町伊崎田〇〇番〇株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。2筆ですが一枚畑です。家族3世代で茶を栽培されておられます。購入後は茶を栽培するとのことでした。自宅から15分程度です。斡旋価格は総額で50万円でした。</p> <p>斡旋成立は平成30年11月22日、斡旋委員は私と池袋委員でした。報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p>
委員	吉野	<p>次に、吉野委員の報告をお願いいたします。</p> <p>先月、総会で依頼を受けました〇〇さんの分ですが斡旋が成立いたしましたので報告いたします。</p> <p>資料は、4ページの43番です。土地は、志布志町安楽字水神松1036番田1,150㎡、1037番田234㎡、1038番の田290㎡、1039番田1,056㎡で4筆ですが、譲受者は志布志町安楽〇〇番地〇〇の〇〇さんです。斡旋価格は総額50万円で成立いたしました。</p> <p>斡旋成立は平成30年12月4日、斡旋委員は谷宮委員と私でした。報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p>

<p>委員 長岡</p>	<p>次に、長岡委員の報告をお願いいたします。</p> <p>2件、一緒をお願いします。</p> <p>それでは幹旋成立の報告をさせていただきます。</p> <p>資料は、4ページの44番です。〇〇さんの土地で、志布志町内之倉東原2804番10 畑4,632㎡の土地ですが、譲受者は志布志町内之倉〇〇番地〇有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。認定農業者でもあります。幹旋価格は総額138万円で成立いたしました。</p> <p>次に、4ページの45番ですが、〇〇さんの土地で、志布志町内之倉十文字4087番3 畑3,687㎡、4088番2 畑1,578㎡、4089番2 畑3,516㎡、4091番3 畑904㎡、4077番3 畑4,772㎡、4077番4 畑2,294㎡、4083番6 畑1,883㎡、4087番2 畑5,924㎡ですが、譲受者は志布志町内之倉〇〇番地〇の〇〇さんです。幹旋価格は総額で700万円でした。</p> <p>二つとも幹旋成立は平成30年12月10日、幹旋委員は池添委員と私とで調整をしてまいりました。報告を終わります。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、矢野委員の報告をお願いいたします。</p> <p>2件、一緒をお願いします。</p>
<p>委員 矢野</p>	<p>幹旋が成立いたしましたので報告いたします。</p> <p>まず、資料5ページの46番です。〇〇さんの土地で、有明町野井倉下段5003番3 田1,507㎡、5005番1 田945㎡、5006番1 田954㎡、5025番1 田963㎡、5060番1 田602㎡の土地ですが、譲受者は有明町野井倉〇〇番地〇の〇〇さんであります。次に、5ページの47番ですが、〇〇さんの土地で、有明町野井倉下段5055番 田993㎡、5059番 田976㎡ですが、譲受者は有明町野井倉〇〇番地〇の〇〇さんです。幹旋価格は両方とも10アール当り35万円で成立しました。</p> <p>幹旋成立は両方とも平成30年12月5日、幹旋委員は私と田尾委員でした。報告を終わります。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、私の関係分について、報告いたします。</p> <p>11月19日から20日にかけて、市農業委員会先進地研修のため、熊本県合志市と鹿児島県長島町農業委員会を訪問し、農地利用の最適化推進について研修いたしました。</p>

11月22日、市農業者年金受給者会志布志支部グランドゴルフ大会が志布志運動公園ふれあい広場で開催されました。

11月28日から29日にかけて、大隅地区農業委員会協議会研修が宮崎県高原町と川南町で開催されました。

12月5日、定例常設審議委員会がレンブラントホテルで開会されました。そのあと、女性委員と語る会が開催され、立迫委員も出席いたしました。

次に、日程第4、議案第89号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

今回は、14件の申請でございます。

まず、7ページ、番号103番を審議いたします。

事務局で説明をお願いいたします。

主任主査 圖師

はい議長、それでは議案第98号、農地法第3条の規定による許可申請の番号103番について説明申しあげます。

議案書は、7ページです。

まず、譲渡人は福岡県遠賀郡水巻町高松にお住まいの〇〇さん85歳で、譲受人は曾於市末吉町南之郷にお住まいの〇〇さん56歳です。

申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が1筆、田が1筆で合計2,409平方メートルです。

〇〇さんと〇〇さんの親族間による贈与、受贈であるため、本日はお呼びしておりません。

今回の申請地の場所でございますが、市道中山・豊留線を末吉町方面に進み、原口商店を右折し市道狩川・大谷線を320mほど進んで左折、すぐ右折して130mほど進んだ右手に畑が1筆、市道中山・豊留線をさらに末吉町方面にすすみ、市道狩川・坂元線へ右折し230mほど進んだ左手に田が1筆あります。

〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料7ページのとおりでございます。申請地の畑には甘藷、田には水稻を作付けしていくとの事でありませす。

通作距離は自宅から5km車で10分以内との事です。

申請事由は譲渡人につきましては贈与、譲受人につきましては受贈でございます。

		<p>以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>以上で、番号103番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、それでは、番号103番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号104番を審議いたします。</p> <p>坂元委員説明をお願いいたします。</p>
委員	坂元	<p>会長より依頼のありました、番号104を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、宮崎県都城市大王町〇街区〇号にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市松山町新橋〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、市役所松山支所から末吉丸山方向へ5分程進み、丸山交差点手前300メートルを右折した所に畑があり、そこから200メートル進んだ所に田があります。本人宅の近くになります。</p> <p>〇〇さんは夫婦で生産牛を柱に、飼料、水稻を作付けされております。購入後は、飼料、水稻を作付けされる予定です。</p> <p>農機具は、トラクター2台、田植機1台、ショベルローダーを保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>

会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 105 番を審議いたします。 福岡委員説明をお願いいたします。
委員	福岡	会長より依頼のありました、番号 105 について報告いたします。 譲渡人は、志布志市松山町泰野〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町泰野〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、県道 110 号線を松山中学校入口から市道にはいり、約 1 キロ進んだつきあたりを右折し、約 200 メートル進んだ左側にあります。 〇〇さん宅のすぐ隣になります。 〇〇さんは、夫婦で兼業農家であり、水稻、甘藷を栽培しており、申請地には甘藷を作付けするとのことでした。 農機具は、トラクター、コンバインなどを保有されています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
委員	井久保	この畑は 5 条申請が上がっているようでしたが、そことの関係はどうなるのですか。
委員	福岡	はい。本番は 5 条申請と同じ土地になりますが、分筆された残りの土地になります。
議長	山下	ほかにございませんか。 ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、8 ページ、番号 106 番を審議いたします。

<p>委員 隈元</p>	<p>隈元委員説明をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました、番号 106 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市松山町泰野〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、県道柿木志布志線の尾野見小学校から泰野方面へ 50 メートルいった道路沿いにあります。</p> <p>〇〇さん宅の道路反対側にあります。</p> <p>〇〇さんは、家族 3 人で水稻 60 アール、しきみ 160 アールを栽培しており、申請地にはハウスを建ててしきみの苗を植栽するとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター、軽トラック 2 台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございまますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めまます。</p> <p>次に、番号 107 番を審議いたしまます。</p> <p>同じく、隈元委員説明をお願いいたしまます。</p>
<p>委員 隈元</p>	<p>会長より依頼のありました、番号 107 を報告いたしまます。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>親子による受贈贈与です。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、県道柿木志布志線を尾野見方面から遠迫商店の 50 メートル先を右折して約 800 メートル進んだ所にあります。</p> <p>〇〇さんは、兼業農家であり夫婦で甘藷 80 アールを栽培しており、申請地にも甘藷を作付けするとのことでした。</p>

		<p>農機具は、トラクター、軽トラック 1 台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございませぬので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めませす。</p> <p>次に、番号 108 番を審議いたします。</p> <p>道山委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	道山	<p>会長より依頼のありませました、番号 108 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりでございませす。申請地の場所ですけれども、県道志布志福山線沿いの安樂曲瀬の浦島釣具店北側を右折しまして、市道中島中村線を 1・8 キロ北上した左側に位置します。</p> <p>本人宅からは、約 4 キロのところございませす。</p> <p>〇〇さんは認定農業者であり、お茶を主に栽培しており、申請地にもお茶を作付けする予定でございませす。</p> <p>農機具は、適裁機、防除機、管理機、トラックを保有されていませす。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございませぬので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。</p>
会場	委員	(異議なし)

議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、9ページ、番号109番を審議いたします。</p> <p>吉野委員説明をお願いいたします。</p>
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました、番号109を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、尾野見小学校から志布志方面へ少し行き児玉製茶前の三差路を右折して伊崎田方面へ500メートルくらい進んだ所でございます。</p> <p>本人宅からは、車で約15分のところでございます。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者で農業公社の研修生でピーマンを家族4人で栽培しております。申請地にもピーマンを作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター、耕運機などを保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号110番を審議いたします。</p> <p>神宮司委員説明をお願いいたします。</p>
委員	神宮司	<p>会長より依頼のありました、番号110を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、兵庫県明石市魚住町清水〇〇番地の〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、県道63号志布志福山線にあるファミリーマートみかえり店から北へ500メートル進んだ所を左折して500メートルの所にあります。〇〇さんと〇〇さんは</p>

		<p>親族であります。今回、譲渡されることになったものです。</p> <p>本人宅からは、2分のところにございます。</p> <p>〇〇さんは、奥さんと二人で40年農業に従事されており、水稲25アール、甘藷70アールを栽培しており、申請地には甘藷を作付けする予定とのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター1台、自走式田植機2台、軽トラック1台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号111番を審議いたします。</p> <p>井久保委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	井久保	<p>会長より依頼のありました、番号111を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおおりです。申請地の場所は、県道63号線志布志福山線の大原交差点から北北東へ約1.2キロ進みますと左側に農業生産法人さかうえが見えてきますがその間に細い路地がありまして、その路地の方向に左折し、100メートル進んだ所に2筆あります。</p> <p>株式会社〇〇代表取締役〇〇さんは、農業生産法人で、トラクター15台を保有し年間を通じてキャベツ、ピーマン、ケール等を生産されています。</p> <p>申請地にも野菜類を計画しているとのことでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p>

		ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございませぬので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めませぬ。
		次に、10 ページ、番号 112 番を審議いたします。
		同じく、井久保委員説明をお願いいたします。
委員	井久保	会長より依頼のありませぬ、番号 112 を報告いたします。
		譲渡人は、志布志市志布志町安樂〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。
		譲受人は、志布志市志布志町安樂〇〇番地〇にお住まいの株式会社 〇〇代表取締役〇〇さんです。
		申請地は議案書に記載されておるとおりです。申請地の場所は、県道 63 号線志布志福山線の大原交差点から北北東へ約 1.2 キロ進んで株式会社 さかうえの細い路地を左折し、400 メートル程の所にあります。
		譲受人の株式会社〇〇さんは、農業生産法人であり、内容は先ほど説明したとおりです。
		以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われませぬ。また周囲の状況からも支障はないと思われませぬ。
		ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございませぬので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めませぬ。
		次に、番号 113 番を審議いたします。
		吉野委員説明をお願いいたします。
委員	吉野	会長より依頼のありませぬ、番号 113 について報告いたします。

		<p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、吉野製茶の100メートル南にあります。</p> <p>ここは、狭い谷状になっており、利用がしにくい場所ではありますが上の方が〇〇さんの土地であり、ここも一緒に〇〇さんが耕作して下さるということですので。</p> <p>〇〇さんは、茶専門の農家ではありますが、水稻も規模拡大されています。農機具は、管理機等を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号114番を審議いたします。</p> <p>上野委員説明をお願いいたします。</p>
委員	上野	<p>会長より依頼のありました、番号114を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりでございます。申請地の場所は、市役所本庁から南へ600メートル行った県道志布志有明線に出ますが、そこを東方向に進んで農協前を通り、さらに進むと土橋集落がありますがその右側方向にございます。</p> <p>本人宅からは、約1キロのところがございます。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、両親と本人の3人で主に水稻、茶を經營されております。申請地にもお茶を作付けするとのことでした。</p>

		<p>農機具は、トラクター 2 台、適裁機を 3 台保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございませぬので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めませぬ。</p> <p>次に、11 ページ、番号 115 番を審議いたします。</p> <p>同じく、上野委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	上野	<p>会長より依頼のありませぬ、番号 115 について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、大阪府大阪市淀川区塚本〇丁目〇〇番〇一〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されておるとおりです。申請地の場所は、市役所本庁から南に約 600 メートル行きますと県道志布志有明線に出ますが、そこを真っすぐ 700 メートル行った右側にあります。</p> <p>本人宅からは、約 20 メートルのところにおいでませぬ。</p> <p>〇〇さんは、夫婦で農業を営んでおられ、水稻、W C S 等を栽培しておられ、申請地には野菜を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター 2 台、田植機 1 台、ハーベスタ 1 台などを保有されておます。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございませぬので、お諮りします。これを認めること</p>

		<p>にご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会場 議長	委員 山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 116 番を審議いたします。</p> <p>吉国委員説明をお願いいたします。</p>
委員	吉国	<p>それでは、番号 116 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、〇〇さんの家の隣でございます。本人宅の直ぐ隣になります。</p> <p>〇〇さんは、夫婦でしきみを主に栽培しており、申請地にもしきみを作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター 1 台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第 4、議案第 98 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第 5、議案第 99 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>13 ページ、番号 31 番を 審議いたします。</p> <p>現地を調査された、坂元委員の 報告をお願いいたします。</p>
委員	坂元	<p>議案第 99 号、番号 31 についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 12 月 6 日、調査委員は宮脇茂樹委員、永田委員と私です。事務局より 1 名が同席されました。</p>

		<p>申請人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇 〇〇住宅〇棟の〇〇さんです。</p> <p>立会人は、農政畜産課と〇〇さん、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、別紙総会資料は9ページから11ページになります。</p> <p>場所は、市役所有明本庁から西南西へ約4.9キロの所にあります。</p> <p>変更後の用途、除外の目的は農家住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側は公衆用道路、南側は畑、西側も畑です。</p> <p>排水は、合併浄化槽で北側の水路に流すということです。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませ</p> <p>んか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませ</p> <p>んか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、 番号32番を 審議いたします。</p> <p>現地を調査された、隈元委員の 報告をお願いいたします。</p>
委員	隈元	<p>議案第99号、番号32番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は12月6日、調査委員は井久保委員、白坂委員と私です。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地の〇〇さんです。</p> <p>立会人は、〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、別紙総会資料は12ページから14ページをご覧ください。</p> <p>場所は、安楽小学校から市道一丁田宮内線を600メートル進み東吉村平</p>

		<p>城線にのって1キロ進んだ所にある吉野製茶工場の東隣側にあります。</p> <p>変更後の用途、除外の目的は一般住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側は公衆用道路、南側は公衆用道路、西側は畑です。排水は、合併処理浄化槽を使い南側にある側溝に流すとのことでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われるます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号33番を 審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された、隈元委員の 報告をお願いいたします。</p>
委員	隈元	<p>議案第99号、番号33番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は12月6日、調査委員は井久保委員、白坂委員と私です。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇の〇〇さんです。</p> <p>立会人は、代理人の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、別紙総会資料は15ページから17ページをご覧ください。</p> <p>場所は、志布志から松山に向かう県道499号柿木志布志線にある中山信商店から北へ1キロ程進んだ所の交差点から西へ300メートル程進んだ所にあります。</p> <p>変更後の用途、転用の目的は一般住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は畑、南側は用悪水路、西側は</p>

		畑です。排水は、合併処理浄化槽を使い北側にある側溝に流すとのことでした。
		申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま
		す。
		以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更しても問題ないとの意見の一致をみました。
		ご審議方、よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ござい
		ませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域か
		らの除外を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、 番号34番を 審議いたします。
		同じく、現地を調査された、隈元委員の 報告をお願いいたします。
委員	隈元	議案第99号、番号34番についてご報告いたします。
		調査日は12月6日、調査委員は井久保委員、白坂委員と私でした。先ほ
		どと同じです。
		申請人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地〇の〇〇さんです。
		立会人は、〇〇さんでした。
		申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。別
		紙総会資料は18ページから20ページをご覧ください。
		場所は、志布志から八野・潤ヶ野方向へ向かう県道3号日南志布志線を
		志布志小学校から3キロ程進んだところにあります。
		変更後の用途、除外の目的は農家住宅です。
		農地の近くに農家住宅を建設し生産性の向上を図りたいとのことでした。
		周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は宅地、南側は公衆用道路、西
		側も公衆用道路です。排水は、合併浄化槽を使い西側の側溝に流すとのこ

		<p>とでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ござい</p> <p>ませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第5、議案第99号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第6、議案第100号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>最初に、15ページ、番号79番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された井久保委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	井久保	<p>議案第100号、番号79について報告いたします。</p> <p>調査日は12月6日、調査委員は隈元委員、白坂委員と私、事務局から2人出席のもと調査いたしました。</p> <p>別紙総会資料は21ページから23ページをご覧ください。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町泰野〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、曾於市大隅町岩川〇〇番地 〇〇団地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、松山町泰野の心光寺及び泰野郵便局の交差点から市道前田泰野線を南東1.3キロ進んだ左側にあります。畑村釘集落内にあります。</p>

		<p>転用目的は一般住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は山林、南側は畑、西側は宅地です。排水は、合併浄化槽を設置し北側の市道側溝に流すとのことでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号80番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された井久保委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	井久保	<p>議案第100号、番号80についてご報告いたします。</p> <p>調査日は12月6日、調査委員は隈元委員、白坂委員と私、事務局から2人出席のもと調査いたしました。</p> <p>別紙総会資料は24ページから26ページをご覧ください。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、鹿屋市札元〇丁目〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんと鹿屋市札元〇丁目〇〇番地〇の〇〇さんです。夫婦です。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、安楽小学校裏の鉄道跡道路を志布志港方面へ1.2キロ進み、そこから東へ100メートル程のところにあります。</p> <p>転用目的は一般住宅です。</p> <p>現在、借家住まいですが今回自宅を建築したいとのことでした。</p>

		<p>周囲の状況は、北側は畑、東側も畑、南側は宅地、西側は公衆用道路です。排水は、合併浄化槽を設置し西側の側溝に流すとのことでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、都市計画用途地域内の区域から概ね500m以内にあるため、第2種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>第2種農地の農地転用は、代替地がない時に限り許可できるようになっております。代替地を探されましたが見つからなかったということでした。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号81番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された井久保委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	井久保	<p>議案第100号、番号81についてご報告いたします。</p> <p>調査日は12月6日、調査委員は隈元委員、白坂委員と私、事務局から2人出席のもと調査いたしました。</p> <p>別紙総会資料は27ページから29ページをご覧ください。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんと志布志市志布志町安楽〇〇番地の〇〇さんです。譲受人は、鹿屋市旭原町〇〇番地〇にお住まいの有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、国道220号線を志布志市街地から大崎町方面へ進み、尚志館高校前交差点を右折して一丁田宇都鼻線にはいり、北へ約900メートル行った所にあります。</p> <p>転用目的は建売住宅と通路です。ここに建売住宅6棟を建築するものです。</p>

		<p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は畑、南側は宅地、西側は公衆用道路です。排水は、合併浄化槽を使い西側及び南側の側溝に流すとのことでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われる。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、16ページ、番号82番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された宮脇茂樹委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	宮脇茂樹	<p>議案第100号、番号82についてご報告いたします。</p> <p>別紙総会資料は30ページから32ページになります。</p> <p>調査日は12月6日、調査委員は坂元委員、永田委員と私、事務局から1人出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、福岡県福岡市南区若久〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、県道63号志布志福山線にあります本村公民館より50メートル程北へ行って左へ30メートル程行った所にあります。</p> <p>転用目的は山林で、クヌギの植栽です。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側は公衆用道路、南側は山林、西側は宅地です。指導内容としまして、隣接に住宅がありますのでクヌギを植える</p>

		<p>ことで日照権の問題が発生しないよう隣の住宅に説明をしてから植林するよう指導いたしました。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでござひますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号83番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された坂元委員の報告をお願ひいたします。</p>
委員	坂元	<p>議案第100号、番号83についてご報告いたします。</p> <p>調査日は12月6日、調査委員は宮脇委員、永田委員と私、事務局から1人出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、宮崎県串間市大字南方〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は、代理人の〇〇さんでした。</p> <p>別紙総会資料は33ページから35ページになります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、市役所有明本庁より西へ約6.9キロの所にあります。</p> <p>転用目的は太陽光発電施設です。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側も宅地、南側は公衆用道路、西側は宅地です。排水は、南側の水路に流すということでしたが、道路に流れるおそれがあり、適切な対応をするよう指導いたしました。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意</p>

		見の一致をみました。 ご審議方、よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませぬか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 84 番を審議いたします。 番号 84 番は、平成 30 年 6 月総会の議案第 52 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号 22 番で審議されたところの 5 条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませぬか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。転用を認めることに、ご異議ございませぬか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 よって、日程第 6、議案第 100 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第 7、議案第 101 号、非農地証明願の承認についてを議題といたします。 まず、18 ページ、番号 42 番を審議いたします。 現地を調査された、白坂委員の説明をお願いいたします。 議案第 101 号、番号 42 について報告いたします。 調査日は 12 月 6 日、調査委員は隈元委員、井久保委員と私と、事務局から 2 人同行いたしました。 申請人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 立会人は代理人の〇〇さんでした。 別紙説明資料は 36 ページから 38 ページになります。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。
委員	白坂	

		<p>場所は、志布志から串間に向かう県道 3 号日南志布志線から潤ヶ野小学校を經由して、南へ 900 メートル程進み圃場整備された所から東へ 300 メートル程進んだ所にあります。</p> <p>申請地は北、東、南を山林に囲まれた窪地で日照が悪く、また、湿田で農業機械が使えず、20 年以上耕作されておらず、原野化したものです</p> <p>周囲の状況ですが、北側は山林、東側も山林、南側も山林、西側は田です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 43 番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された、白坂委員の説明をお願いいたします。</p>
委員	白坂	<p>議案第 101 号、番号 43 について報告いたします。</p> <p>別紙説明資料は 39 ページから 41 ページです。</p> <p>調査日は 12 月 6 日、調査委員は井久保委員、隈元委員と私と、事務局から 2 人同行いたしました。</p> <p>申請人は、愛知県大府市共栄町〇丁目〇番地の〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は代理人の〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、市役所松山支所から県道 110 号塗木大隅線を泰野方向へ約 1.3 キロ進んだ所を左折し、約 1.2 キロ進んだ北側に位置します。</p> <p>申請地は、昭和 62 年に相続したものの、遠方に居住しており、耕作及び管理が困難であったため、20 年以上耕作されておらず、原野化したものです。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は山林、東側も山林、南側は畑、西側は公衆用</p>

		道路です。
		以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号 44 番を審議いたします。
		現地を調査された、永田委員の説明をお願いいたします。
委員	永田	議案第 101 号、番号 44 について報告します。
		調査日は 12 月 6 日、調査委員は宮脇委員、坂元委員と私と、事務局から 1 人同行しました。
		申請人は、鹿屋市寿〇丁目〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。
		立会人は司法書士の〇〇さん本人でした。
		別紙説明資料は 42 ページから 44 ページをご覧ください。
		申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。
		場所は、国道 220 号線を志布志方面から鹿屋に向かって有明病院入口の信号を右折して登り通山保育園近くを通過して約 100 メートル行って右折した所にあります。
		平成 10 年 9 月に申請地の東側隣接地に住宅が建築されて以降 20 年以上耕作されておらず、宅地として一体利用されてきたものです。
		周囲の状況ですが、北側は畑、東側は宅地、南側も宅地、西側は畑です。
		以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)

議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 45 番を審議いたします。 同じく、現地を調査された、永田委員の説明をお願いいたします。
委員	永田	議案第 101 号、番号 45 について報告いたします。 調査日は 12 月 6 日、調査委員は宮脇茂樹委員、坂元委員と私と、事務局から 2 人でした。 申請人は、鹿児島市唐湊〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。 立会人は代理人の〇〇さん本人でした。 別紙説明資料は 45 ページから 47 ページです。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 場所は、広域農道を野神大崎に向かって有明大橋を渡り、曾於地区森林組合の手前を U ターンして県道 513 号線大崎宮ケ原線を 500 メートル位進んだ所にあります。野神地区と山重地区の境界にあたります。 周囲の状況ですが、北側は畑、東側も畑、南側も畑、西側も畑ですが、ここは、段差があり 30 年以上耕作されておらず、原野化したものです。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 よって日程第 7、議案第 101 号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。 次に、日程第 8、議案第 102 号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題といたします。

主任主査 中尾

事務局の説明をお願いします。

はい、議長。

それでは、議案第102号 非農地証明願いに伴う調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、20ページでございます。

非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。

始に、番号44の願出人は、志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。

土地は、志布志町帖字南坂ノ上6837番7 畑47平方メートルでございます。

申請地は、志布志から串間へ向かう国道220号線にある外岩戸石油店手前50mのところを右折し、市道14号三ツ堀線に入り約120m進んだところを右折し、市道を約40m進んだところを右折し、更に北へ約30m進んだところの西側の土地でございます。現在、宅地化しております。

続いて、番号45の願出人は、志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。

土地は、志布志町内之倉字大原4595番1 畑2,874平方メートルでございます。

申請地は、志布志から串間へ向かう県道3号日南・志布志線から倉園橋を渡り、旧八野小学校へ向かう市道68号池野・和田線にのり、北へ約600m進んだところを右折し、市道335号池野・大原線を約400m進んだところを左折し、更に北へ約150m進んだところの西側の土地でございます。現在、山林化しております。

続いて、番号46の願出人は、有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。

土地は、有明町野神字立下998番3畑106平方メートルと、同じく998番4 畑78平方メートルでございます。

申請地は、志布志市立野神小学校から市道25号岩屋・立本1号線を中方限方向へ約1.8km進んだところを左折し、市道588号線針山・下原線を南へ約300m進み、右折し、更に市道30号立本・草野1号線を立本集落方向へ約600m進んだところの西側の土地でございます。

現在、地番998番3は雑種地化しており、998番4は宅地化しております。

		<p>続いて、番号47の願出人は、有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>土地は、有明町原田字西ノ堀455番1 田960平方メートルと、字町井688番1 田 1,708平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、志布志市立原田小学校から市道610号中組線を西へ約750m進んだところを左折し、県道512号線東原・大崎線にのり、南へ約100m進むと五色橋があります。その西側の土地でございます。現在、山林化しております。</p> <p>最後に、番号48の願出人は、先程の番号47と同じ方で、土地は、有明町原田字畦原496番 田42平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、先程の番号47で説明した五色橋から更に南へ約200m進んだところの東側の土地でございます。現在、原野化しております。</p> <p>現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、番号44・45を長岡委員、坂中委員、脇田委員、番号46から48を道山委員、神宮司委員、田尾委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第8、議案第102号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第9、議案第103号、農用地利用集積計画決定についてを議題といたします。</p> <p>最初に、所有権の移転について事務局で説明いたします。</p>
次長兼係長	高迫	<p>はい議長。</p> <p>それでは、議案第103号の農用地利用集積計画決定の所有権の移転分についてご説明いたします。</p> <p>議案書は、22ページから24ページとなっております。</p>

<p>議長 山下</p> <p>会場 委員</p> <p>議長 山下</p>	<p>最初に22ページの総括表についてご説明致します。</p> <p>公告日は平成30年12月28日で、田が2,659㎡、畑が9,524㎡、樹園地が4,165㎡です。所有権を移転する者3人、所有権の移転を受ける者4人であり、売買によるものです。</p> <p>次に、23ページから24ページの所有権移転の計画について、ご説明いたします。</p> <p>23ページの番号42の所有権を移転する者は、志布志市松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、松山町尾野見の〇〇さんで、甘藷の規模拡大を図るということです。</p> <p>設定面積は、4筆で6,316㎡の畑で、土地代金は170万円です。移転時期等につきましては、平成31年1月15日を予定しております。</p> <p>次に番号43の所有権を移転する者は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町伊崎田の有限会社〇〇代表取締役 〇〇さんでお茶の規模拡大を図るということです。</p> <p>設定面積は、2筆で4,165㎡の田で、土地代金は2筆で195万円です。移転時期等につきましては、平成31年1月15日を予定しております。</p> <p>次に24ページの番号44の所有権を移転する者は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、志布志町安楽の〇〇さんで、飼料稲の規模拡大を図るということです。</p> <p>設定面積は、3筆で2,659㎡の田で、土地代金は54万円です。移転時期等につきましては、平成31年1月15日を予定しております。</p> <p>次に番号45の所有権を移転する者は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、志布志町安楽の〇〇さんで、野菜の規模拡大を図るということです。</p> <p>設定面積は、4筆で3,208㎡の畑で土地代金は65万円です</p> <p>移転時期等につきましては、平成31年1月15日を予定しております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。</p> <p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
--	---

会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
主幹兼係長	新村	<p data-bbox="411 226 1485 320">次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定、及び、利用権の転貸について事務局で説明いたします。</p> <p data-bbox="411 353 1485 448">議案第103号、農用地利用集積計画決定の、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。</p> <p data-bbox="443 481 1066 515">議案書は、25頁から55頁となっております。</p> <p data-bbox="443 548 1329 582">まずは、議案書25頁の利用権設定の総括表を説明いたします。</p> <p data-bbox="443 616 1426 649">公告日は平成30年12月28日で、始期は平成31年1月1日となります。</p> <p data-bbox="443 683 1394 716">なお、中間管理機構が関与する分は平成31年2月1日となります。</p> <p data-bbox="411 750 1485 844">設定期間が、3年から20年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p data-bbox="411 878 1485 1037">利用権の設定面積は、田が2万3,460㎡、畑が12万7,401㎡で、樹園地が8万8,945㎡で、合計しますと23万9,806㎡となり、うち更新分は22万5,690㎡となっております。</p> <p data-bbox="411 1070 1485 1164">利用権の設定をする者の数が59名で、利用権の設定を受けようとする者の数が32名であります。</p> <p data-bbox="411 1198 1485 1357">利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より27名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、26頁から50頁の明細表をご確認ください。</p> <p data-bbox="411 1391 1485 1485">次に、利用権の転貸について、議案書51頁の総括表でご説明申し上げます。</p> <p data-bbox="411 1518 1485 1612">公告日は平成30年12月28日で、始期が平成31年1月1日であります。設定期間は3年7か月から10年までです。</p> <p data-bbox="411 1646 1485 1751">地目別の内訳は、田が1,643㎡、畑が4万2,133㎡となっております。合計しますと4万3,776㎡となります。</p> <p data-bbox="411 1785 1485 1879">利用権の転貸をする者は公益財団法人志布志市農業公社の1名、利用権の転貸を受けようとする者は8名であります。</p> <p data-bbox="443 1912 1362 1946">詳細につきましては、52頁から55頁の明細表をご確認ください。</p> <p data-bbox="411 1980 1485 2074">以上で、議案第103号、農用地利用集積計画決定の、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。</p> <p data-bbox="443 2107 975 2141">ご審議方よろしくお願いたします。</p>

議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。</p> <p>最初に 26 ページ、番号 1 番を審議いたします。</p> <p>番号 1 番と番号 2 番は、坂元委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する 法律第 31 条の規定により、坂元委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p> <p>(坂元委員 退席)</p>
議長	山下	<p>それでは、26 ページ番号 1 番と番号 2 番につきまして、なにか ご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。 これを認めることに ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。ここで坂元委員の入室を許可します。</p> <p>(坂元委員 入室)</p>
議長	山下	<p>次に、番号 3 番を審議いたします。</p> <p>番号 3 番は、上野委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する 法律第 31 条の規定により、上野委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p> <p>(上野委員 退席)</p>
議長	山下	<p>それでは、番号 3 番につきまして、なにか ご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。 これを認めることに ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。ここで上野委員の入室を許可します。</p> <p>(上野委員 入室)</p>
議長	山下	<p>次に、27 ページ、番号 4 番から、50 ページ、番号 66 番までと、25 ページの総括表を審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること</p>

会場 議長	委員 山下	<p>にご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。</p> <p>52 ページ、番号1 番から 55 ページ、番号9 番までと、51 ページの総括表を審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第9、議案第103号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。</p>
次長兼係長	高迫	<p>次に、日程第10、議案第104号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題といたします。</p> <p>事務局で説明いたします。</p> <p>はい議長。</p> <p>それでは、議案第104号の農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてご説明いたします。</p> <p>議案書は56ページから57ページとなっています。</p> <p>57ページ、番号43番の申出者〇〇さんは、有明町伊崎田〇〇番地にお住いの方で、売買の申出でございます。</p> <p>土地は、有明町伊崎田字山下8523番2 田1,299㎡、8523番3 田562㎡、8519番1 田939㎡、8519番2 田1,521㎡の4筆です。</p> <p>土地の場所ですが、有明町伊崎田川路集落の末広橋から北へ150mほど、行ったところに4筆の田があります。現在、田は、何も耕作してありません。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、宮脇茂樹委員と中之内委員でご提案いたします。</p> <p>次に、番号44番の申出者〇〇さんは、松山町新橋〇〇番地にお住いの方で、売買の申出でございます。</p>

		<p>土地は、松山町新橋字山添5375番 1 畑3,680㎡の 1 筆です。</p> <p>土地の場所ですが、松山町新橋川路 1 区の〇〇さん宅の隣の畑です。現在畑は何も作付けはしてありません。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、坂元委員と脇田委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方 よろしく お願いいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 10、議案第 104 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>指名された委員の方々は、よろしく お願いいたします。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。</p> <p>ご苦労様でした。</p>